



いじめ総合対策

【第2次・一部改定】

上 巻 [学校の取組編]

令和3年2月
東京都教育委員会

はじめに

東京都は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成26年6月に「東京都いじめ防止対策推進条例（以下「条例」という。）」を制定するとともに、同年7月に、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び「東京都教育委員会いじめ総合対策（以下「いじめ総合対策」という。）」を策定しました。

これらを踏まえ、これまで東京都教育委員会と区市町村教育委員会との緊密な連携の下、東京都内全ての公立学校において、校長をはじめとした教職員と保護者、地域住民、関係機関等が一体となり、組織的にいじめ防止等のための取組を推進してきました。

いじめは、子供の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす重大な問題であることから、学校におけるいじめ防止のための対策が形骸化することのないよう、その取組状況について、不断に検証し改善を図っていくことが不可欠です。そのため、東京都教育委員会は、条例に基づき設置された附属機関である「第3期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」に対して、平成30年11月、「いじめ総合対策【第2次】」に示された取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について諮問しました。令和2年7月に、同委員会からこの諮問に対する答申を得たところです。

この答申には、各学校が、見逃しがちな軽微ないじめの積極的な認知や、学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応等を推進することを通して、早期にいじめを解消に導いてきた取組の成果等が明記されています。一方で、「多様性や互いのよさを認め合うことについて、日常の授業はもとより、家庭・地域等、様々な場を通して育むこと」、「児童・生徒にSOSを出す力、受け止める力を育成することに加え、子供の不安や悩みを十分に聴き受けることのできる大人を増やすこと」、「学校と保護者等との受け止めに乖離がないか、周知の在り方を見直すとともに、保護者や地域からの発信を促し、受け止める態勢を充実させること」などについては、今後、更に取組の改善を図っていくことが必要であることが示されました。これらの検証・評価を基に、東京都におけるいじめ防止対策の一層の推進に向けて、5つの提言及び7つの方策*が挙げられています。

この冊子は、上記の答申等を踏まえて、「いじめ総合対策【第2次】」の一部を改定したものです。

各学校においては、令和3年度から6年度までの4年間、この「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」に基づき、改めて、いじめ防止等の取組の強化・徹底を図っていくことになります。

この「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」を真に実効性のあるものしていくのは、各学校における魂のこもった日々の実践と、教職員一人一人の子供に対する熱意にほかなりません。

東京都教育委員会は、今後とも、全ての学校、全ての教職員の真摯な取組を、全力で応援してまいります。

令和3年2月

東京都教育委員会

※

5つの提言

- (1) まず、子供を信頼していることを示そう。
- (2) いじめ予防の基本として、授業の充実を目指そう。
- (3) 子供をみる目を養おう。
- (4) 教職員間の情報共有を大切にしよう。
- (5) 保護者、地域社会と共に手を取り合おう。

7つの方策

- (1) 「子供自らがいじめについて考え、行動できる」取組の一層の充実
- (2) 学校の教育活動全体を通したいじめ防止の取組の充実
- (3) いじめの認知に至るプロセスの明示
- (4) 教職員が自己の取組を点検するためのレーダーチャートの作成・活用
- (5) 家庭・地域向けプログラムや啓発資料等の作成・活用
- (6) 学校サポートチームの魅力、効果的な活用に係る周知
- (7) 学校における「いじめ総合対策」の活用促進に向けた工夫

上 巻 [学校の取組編]

はじめに

第 1 部 学校の取組

| | | |
|-----|----------------------------------|----|
| 第1章 | いじめ防止の取組を推進する6つのポイント | 8 |
| | いじめ防止において必ず取り組む18の項目 | 10 |
| | 6(ポイント)×4(段階)の具体的な取組 | 14 |
| 第2章 | 4段階の具体的な取組 | 16 |
| | 1 未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～ | |
| | (1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出 | 20 |
| | (2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底 | 23 |
| | (3) いじめを許さない指導の充実 | 28 |
| | (4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成 | 31 |
| | (5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成 | 35 |
| | 2 早期発見 ～いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり～ | |
| | (1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知 | 37 |
| | (2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知 | 42 |
| | (3) 全ての教職員による子供の状況把握 | 44 |
| | (4) 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築 | 46 |
| | (5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報 | 51 |

| | | |
|---|-------------------------------------|----|
| 3 | 早期対応 ～いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり～ | |
| | (1)「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底 | 55 |
| | (2)被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例 | 58 |
| | (3)加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例 | 59 |
| | (4)重大事態につながらないようにするための対応 | 61 |
| | (5)所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援 | 67 |
| 4 | 重大事態への対処 ～問題を明らかにし、いじめを繰り返さない学校づくり～ | |
| | (1)重大事態発生の判断 | 69 |
| | (2)被害の子供の安全確保、不安解消のための支援 | 72 |
| | (3)加害の子供の更生に向けた指導及び支援 | 74 |
| | (4)他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決 | 77 |
| | (5)いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告 | 79 |

第3章 「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の推進状況の把握・検証と改訂

| | | |
|---|--------------------------------|----|
| 1 | 「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の推進状況の把握と検証 | 82 |
| 2 | 「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」改訂のスケジュール | 82 |

第 2 部 資料

| | | |
|---|---------------------------------------|-----|
| 1 | 学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応 | |
| | (1)年間計画例 | 84 |
| | (2)いじめ防止対策の推進における学校、家庭、地域、関係機関等の役割 | 86 |
| | (3)ふれあい月間「学校シート」を活用したPDCAサイクルによる評価・改善 | 88 |
| | (4)新型コロナウイルス感染症対策に伴う健全育成の取組 | 92 |
| 2 | アンケート、チェックリスト例 | |
| | (1)教職員向けチェックリスト例 | 94 |
| | (2)児童・生徒向けアンケート質問項目例 | 95 |
| | (3)生活意識調査例 | 96 |
| 3 | 教育相談 | |
| | (1)「SOSの出し方に関する教育」の推進 | 100 |
| | (2)考えよう!いじめ・SNS@Tokyo | 102 |
| | (3)いじめ防止カード等 | 103 |
| | (4)児童・生徒、家庭への相談窓口の案内 | 103 |
| | (5)スクールカウンセラーによる全員面接の進め方 | 104 |
| | (6)子供の不安や悩みの受け止め方に関する保護者向けリーフレット | 108 |
| 4 | SNS東京ルール | |
| | 「SNS東京ルール」の改訂について | 110 |
| 5 | 地域、関係機関との連携 | |
| | (1)学校サポートチームの活用 | 112 |
| | (2)警視庁と東京都教育庁の連絡会議申合せ事項 | 114 |
| | (3)学校において生じる可能性のある犯罪行為等について | 116 |

6 法、条例、規則等

| | |
|---|-----|
| (1) いじめ防止対策推進法 | 117 |
| (2) いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議 | 123 |
| (3) 東京都いじめ防止対策推進条例 | 124 |
| (4) 東京都いじめ問題対策連絡協議会規則 | 126 |
| (5) 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則 | 126 |
| (6) 東京都いじめ問題調査委員会規則 | 127 |
| (7) 東京都いじめ防止対策推進基本方針 | 128 |
| (8) いじめ防止対策推進法条文と東京都いじめ防止対策推進条例について | 131 |
| (9) いじめ防止対策推進法と東京都いじめ防止対策推進条例の規定について | 142 |
| (10) 東京都いじめ防止対策推進条例における都立学校・私立学校・区市町村立学校の関係 | 143 |
| (11) 東京都におけるいじめ防止等の対策の概要 | 144 |

下 巻 [実践プログラム編] 目次(概要)

| | |
|------------|---------------------------|
| 第3部 | いじめ防止のための「学習プログラム」 |
| 第1章 | 「学習プログラム」の概要 |
| 第2章 | 「学習プログラム」の指導内容一覧 |
| 第3章 | 学習プログラム |
| 1 | いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成 |
| 2 | 互いの個性の理解 |
| 3 | 望ましい人間関係の構築 |
| 4 | 規範意識の醸成 |
| 第4部 | いじめ問題解決のための「教員研修プログラム」 |
| 第1章 | 「教員研修プログラム」の概要 |
| 第2章 | 「教員研修プログラム」 |
| 1 | 「いじめ」の定義の確実な理解 |
| 2 | 「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取組の推進 |
| 3 | いじめ問題の解消に向けた組織的な取組 |
| 4 | いじめを生まない環境づくり |
| 5 | いじめの未然防止に向けた関係機関等との連携 |
| 6 | 「いじめ」の定義に基づくいじめの認知 |
| 7 | いじめの早期発見のための情報共有 |
| 8 | 自己の取組を点検するレーダーチャートの活用 |
| 9 | いじめの解消に向けて効果のあった取組 |
| 第3章 | いじめ問題への対応事例 |

| | |
|------------|---------------------------|
| 第5部 | いじめについて学校と共に考える「保護者プログラム」 |
| 第1章 | 「保護者プログラム」の概要 |
| 第2章 | 保護者プログラム |
| 1 | 学校いじめ防止基本方針 |
| 2 | いじめの早期発見 |
| 3 | 相談しやすい環境づくり |
| 4 | いじめへの対処 |
| 5 | インターネット上でのいじめ |
| 第6部 | いじめ問題解決のための「地域プログラム」 |
| 第1章 | 「地域プログラムの概要」 |
| 第2章 | 地域プログラム |

本文の記載等に関する注釈

1 「具体的な取組」の位置付けについて

- ◆ 本文 20 ページから 81 ページに記載されている「具体的な取組」は、全ての学校において取り組むべき内容を指す。
- ◆ この「具体的な取組」については、その位置付けに応じて、以下の 8 点に分類している。

| | 本文表中の表記 | 取組の位置付け |
|---|------------------|---|
| ① | 法による義務規定 | 「いじめ防止対策推進法」により、全ての学校で、必ず実施するよう義務付けられている取組 |
| ② | 法による充実・推進規定 | 「いじめ防止対策推進法」により、全ての学校で、充実・推進を図るよう義務付けられている取組 |
| ③ | 法による必要がある場合の実施規定 | 「いじめ防止対策推進法」により、必要がある場合に実施するよう示されていたり、例示されていたりする取組 |
| ④ | 全校で実施 | 「いじめ総合対策【第 2 次・一部改定】」により、全ての学校で、必ず実施するよう求めている取組 |
| ⑤ | 全校で充実・推進 | 「いじめ総合対策【第 2 次・一部改定】」により、全ての学校で、充実・推進を図るよう求めている取組 |
| ⑥ | 各学校で工夫・改善 | 「いじめ総合対策【第 2 次・一部改定】」により、各学校で工夫・改善して実施するよう求めている取組 |
| ⑦ | 教職員が工夫・改善 | 「いじめ総合対策【第 2 次・一部改定】」により、一人一人の教職員が工夫・改善して実施するよう求めている取組 |
| ⑧ | 必要に応じて実施・例示 | 「いじめ総合対策【第 2 次・一部改定】」により、必要に応じて実施するよう示していたり、例示したりしている取組 |

2 「被害の子供」、「加害の子供」、「周囲の子供」について

- ◆ 本文では、平成 26 年 7 月策定の「いじめ総合対策」、平成 29 年 2 月策定の「いじめ総合対策【第 2 次】」の表現を引き継ぎ、便宜的に、いじめを受けた子供を「被害の子供」、いじめに該当する行為を行った子供を「加害の子供」、いじめが行われていることを見たり聞いたりしていた子供を「周囲の子供」と称している。
- ◆ 学校は、「被害の子供」の受けた苦痛の状況や、「加害の子供」の行った行為の重大性等に応じて丁寧に対応し、いじめの解消を図ることが重要である。この表現をもって、子供を形式的に「被害」「加害」に分け、一律に対応することを意味するものではない。

第 1 部

学校の取組

いじめは、子供の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為である。

学校は、いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識の下、教職員が組織的に対応することが重要である。加えて、保護者、地域住民、関係機関等との緊密な連携により、いじめ問題に正面から対峙し、これを解決に導いていかななければならない。

東京都内の全ての公立学校は、「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、以下の6点のポイントを念頭に、いじめ防止対策を推進していく必要がある。

ポイント1 軽微ないじめも見逃さない 《教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知》

- 行為を受けた子供が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという「いじめ」の定義に基づき、学校として確実にいじめを認知することが不可欠である。
- 全ての教職員が、「いじめ」の定義を正しく理解し、いじめの件数が多いことは問題であるという誤った認識を払拭し、一人一人の教職員の鋭敏な感覚により、どんな軽微ないじめをも見逃さずに、これを的確に認知していく。

ポイント2 教員一人で抱え込まず、学校組織全体で一丸となって取り組む 《「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応》

- 軽微な段階でいじめを解決に導くためには、学級担任等が気付いた子供の気になる様子や子供同士のトラブルについて、学校が迅速かつ組織的にその状況を確認し、適切な役割分担により対応を行うことが不可欠である。
- 「いじめ防止対策推進法」の規定により、全ての学校に設置されている「学校いじめ対策委員会」の役割を明確にする。教職員は、この委員会への報告・連絡を欠かさずに行うことにより、あらゆるいじめに対して、教員が一人で抱え込むことのない組織的な対応を実現する。

ポイント3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す 《学校・家庭・地域の連携による教育相談体制の充実》

- 被害の子供が、「大人に伝えたら、もっといじめられる」と考えたり、周囲の子供が「自分もいじめの対象になる」と考えたりするなど、いじめについて大人には相談しづらいという状況を改善するため、学校・家庭・地域が連携して、「子供が安心して相談できる環境」を構築していくことが必要である。
- 子供からの訴えを確実に受け止め、相談した子供が安心して学校生活を送ることができるようにするため、日常から、子供の不安や悩みに対して、スクールカウンセラー等を含む全ての教職員が、いつでも相談に応じる体制を整備する。このことにより、子供が教職員を信頼して相談できる関係を築いていく。

いじめ防止の取組を推進するに当たっては、次の3点について、教職員はもとより、保護者、地域、関係機関等から十分な理解を得ておくことが必要である。

- ◆ いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に問題があるという捉え方をしない。
- ◆ いじめの行為の重大性や緊急性（加害の子供の故意性、継続性等を含む。）及びその行為により受けた被害の子供の心身の苦痛の程度等、個々の状況に応じて、解決に向けて適切に対応する必要がある。
- ◆ 行為を受けた子供が苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知する必要がある。

ポイント4 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする 《日常の授業から、話し合い等を通して多様性等を認め合う態度を育成》

- いじめ問題を解決するためには、子供たち自身が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにすることが重要である。
- 全ての教育活動を通じて、子供たちの自己肯定感を育み、望ましい集団活動の中で、自尊感情をもてるよう適切な指導を行うとともに、日常の授業から、子供たち同士の話し合いによる合意形成や意思決定の場を設定し、多様性や互いのよさを認め合える態度を育成する。その上で、道徳や特別活動等の充実を通して、子供たちが、いじめの解決に向けて、自ら考え、話し合い、行動する機会を設定するとともに、教職員が子供の活動を励まし支援していく。

ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る 《保護者との日常からの信頼関係に基づく取組の推進》

- いじめ問題を解決するためには、学校は、被害及び加害の子供の双方の保護者による十分な理解と協力を得ながら対応していくことが必要である。
- 日常から、全ての保護者に対して、「いじめ」の定義を踏まえ、いじめはどの学校どの子供にも起こり得る問題であることを説明する、「学校いじめ防止基本方針」の内容を分かりやすく伝えるなど、学校と保護者が一体となって、いじめの防止に取り組んでいくことができるようにする。いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えるなどして、信頼関係の下に理解と協力を得られるよう努める。

ポイント6 社会全体の力を結集し、いじめに^し対峙する 《地域、関係機関等との日常からの連携》

- いじめ発生の背景が複雑化・多様化する中で、学校がいじめを迅速かつ的確に解決できるようにするためには、外部の人材や関係諸機関と適切に連携して、対応することが必要である。
- 学校は、日常から、地域や関係機関等と「学校いじめ防止基本方針」の内容や、学校の取組の現状、課題等について情報共有をする、課題解決に向けた方策について協議するなど、双方向の関係づくりに努めるとともに、都内全ての公立学校に設置されている「学校サポートチーム」の機能を明確にする。その上で、定期的な会議や個別事案ごとの会議を通して、教職員、PTA、地域住民、警察や児童相談所等の関係機関の職員、スクールソーシャルワーカー等が適切に役割を分担し、被害の子供を支援したり、加害の子供の反省を促す指導を行ったりする。